



2020年7月28日

各 位

会 社 名 株式会社メドレックス
 代表者名 代表取締役社長 松村 米浩
 (コード番号：4586 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役経営管理部長
 藤岡 健
 (電話 03-3664-9665)

**第三者割当による新株式の発行及び行使価額修正条項付
 第17回新株予約権（行使指定条項付）の発行に関するお知らせ**

当社は、2020年7月28日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本新株式発行」といいます。）及び第17回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本新株予約権発行」といいます。）を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

【本新株式発行に係る募集】

(1) 払 込 期 日	2020年8月13日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式676,000株
(3) 発 行 価 額	1株につき296円
(4) 調 達 資 金 の 額	200,096,000円
(5) 難又は割当法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、Japan International Partners LLC（注1）（以下「割当予定先」といいます。）に全株式を割当てる。
(6) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

【本新株予約権発行に係る募集】

(1) 割 当 日	2020年8月13日
(2) 新株予約権の総数	31,550個
(3) 発 行 価 額	総額6,310,000円（本新株予約権1個につき200円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：3,155,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は、164円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は3,155,000株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	929,190,000円（注2）
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額 1株当たり296円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求に必要な事

	項の通知がなされた日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」といいます。）の90%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、割当予定先であるJapan International Partners LLCに全部を割当てる。
(8) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、以下の内容を含む本新株式及び本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。</p> <p>① 割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含む。）から、原則として70取引日目の日（当日を含む。）までの期間（行使コミット期間）に、割当予定先が保有する本新株予約権合計8,150個を行使しなければならないこと。</p> <p>② 割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができること。</p> <p>③ 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。</p> <p>また、本買取契約においては、下記「7. 割当先の選定理由等（6）ロックアップ」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。</p>

- (注) 1 Japan International Partners LLC は、米国において安定した資金を基にファンドを運営しているWeiss Asset Management LP（以下「Weiss社」といいます。）の関連会社である、Nippon Opportunity Management LLC が運用するファンドです。詳細は「7. 割当先の選定理由等（1）割当先の概要」をご参照ください。
- 2 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、イオン液体*1を利用した独自の経皮製剤技術ILTS® (Ionic Liquid Transdermal System)、薬物のナノコロイド*2化技術を利用した独自の経皮製剤技術NCTS® (Nano-sized Colloid Transdermal System) を中心とした医薬品製剤技術を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収*3性を飛躍的に向上させることにより、新しい医薬品を開発することを事業の中核に据えた創薬ベンチャーであります。現在、CPN-101 (MRX-4TZT)：痙性麻痺治療薬（チザニジン*4テープ剤）、MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカイン*5テープ剤）、MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤（フェンタニル*6テープ剤）、の3つのパイプラインについて、米国での臨床開発を実施中であり、MRX-7MLL：アルツハイマー治療薬（メマンチン*7貼付剤）についても、早期に米国での臨床開発を開始することを計画しています。また、当社グループでは上記4つの貼付剤パイプラインとは別に、無痛での自己接種が可能で従来の接種方法と比べて高い免疫応答が期待できる、ワクチン等の投与デバイスであるマイクロノードル*8の研究開発に取り組んでおり、世界でまだ数

ヶ所しかない医療用医薬品／ワクチン用途のマイクロニードル治験薬工場を稼働させています。

今回の資金調達の一の目的は、マイクロニードル治験薬工場への設備増強に充てる資金を早期に確保することにあります。具体的には、パンデミック化したCOVID-19を初めとする新興感染症対策として多種多様なワクチン候補が開発されつつある現況において、病原性のある細菌やウイルス、遺伝子組み換え生物等の取り扱いを可能にするための「拡散防止等のバイオセーフティ対策」を中心としたマイクロニードル治験薬工場の設備増強を計画しています。この設備増強により、現在フィジビリティスタディ（実現可能性を検討する研究）を実施中又は実施に向けた協議を行っている製薬会社やワクチンベンチャー等との事業提携を深化・加速することを目論んでいます。当社グループでは、自己接種可能なワクチンマイクロニードル製剤が、パンデミック発生時の医療体制堅持や、医療インフラが不十分な地域での公衆衛生向上に貢献できるものと確信しています。

今回の資金調達の第二の目的は、MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤（フェンタニルテープ剤）開発における「誤用事故防止機能」を製品ラベルとして表示するための試験費用を機動的に確保することにあります。フェンタニルは、オピオイド*9の一種で、医療用麻薬に指定されており、米国においては重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に主に貼付剤として使用されています。フェンタニル貼付剤においては、患者の使用後の貼付剤を幼児・小児が誤って噛んだり貼付したりすることで死亡する誤用事故が報告されています。当社グループでは、オピオイド貼付剤における誤用事故の抑制・防止を目的とした独自技術を開発しており、その技術を適用したフェンタニルテープ剤について2019年5月に米国規制当局であるFDA（Food and Drug Administration）と面談会議を実施し、幼児・小児に対する誤用事故防止機能を持った貼付剤は重要で価値のあるゴールであることを確認しています。2019年11月15日に発行決議した第15回新株予約権によりMRX-9FLTを医療用医薬品として承認取得するための標準的な／最低限の開発費用は確保しており、米国での臨床開発を開始したところですが、今回の資金調達において、MRX-9FLTの特長である「誤用事故防止機能」を製品ラベルとして表示するための試験費用を確保することを企図しています。現在市販されているフェンタニル貼付剤によって引き起こされている誤用事故を、少しでも早く減減させることを目指して2022年に新薬承認申請することを計画しています。米国におけるフェンタニル貼付剤市場は、2018年において340億円と推計されており（data source：IQVIA）、誤用事故防止という高付加価値化により、現市場の置き換えと市場拡大を企図しています。

今回の資金調達の第三の目的は、2019年11月15日に発行決議した第15回新株予約権による調達を試みたが株価変動等の事由により未調達となった、MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の欧州での新薬承認申請のための開発資金を得ることにあります。当社グループでは、MRX-5LBTについて、2020年に新薬承認申請を行う計画の下で米国での開発を進めると並行して、欧州での開発も検討してきました。2019年6月に欧州規制当局の一つであるBfArM（Bundesinstitut für Arzneimittel und Medizinprodukte）と面談会議を行い、欧州での新薬承認申請に向けたデータパッケージについて協議、確認しています。今回の資金調達においては、欧州での開発費用として見積もっている661百万円のうち、220百万円を調達することを見込んでいます。欧州での開発資金を早期に確保して、2021年に新薬承認申請することを計画しています。欧州主要5か国（ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、スペイン）におけるリドカイン貼付剤市場は、2018年において230億円と推計されています（data source：IQVIA）。

当社グループは、ベンチャー企業として医薬品開発に取り組んでおりますが、医薬品の研究開発には長期に及ぶ先行投資が必要であり、期間損益のマイナスが先行して営業赤字が継続しているため継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況となっております。この点、2020年5月14日に提出した第19期第1四半期報告書上で、四半期連結損益計算書（自2020年1月1日至2020年3月31日）における親会社株主に帰属する四半期純損失は302百万円、四半期連結貸借対照表（2020年3月末）における利益剰余金は11,407百万円のマイナスとなっております。但し、2013年2月13日の東証マザーズ市場への上場に伴う資金調達及び上場以降適時に実施してまいりました資金調達により、既存のパイプラインに関する研究開発活動を展開するための資金は確保できており、継続企業的前提に関する不確実性はないと認識しております。このような当社グループの現況において、現有資金（2020年3月末残高1,465百万円）では上記の設備投資費用、開発費用を賄うことができないため、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法（以下「本スキーム」といいます。）による資金調達が計画されました。当社グループの医薬品製剤技術を大きな事業価値として具現化するために、また各パイプラインが内包している開発進捗不順による収益の不確実性を分散するための方策としても、積極的に開発パイプラインのポ

ートフォリオを充実させることが当社グループの収益基盤を強化・複線化する最善の手段であり、中長期的な当社グループの企業価値向上に資すると考えております。

(語句説明)

- (*1) イオン液体とは、融点が100℃以下の塩（えん）のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されています。当社では、薬物をイオン液体化する、又は、イオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、①人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、②対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、③薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形（貼り薬、塗り薬等）に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS® (Ionic Liquid Transdermal System) と呼んでいます。
- (*2) コロイドとは、液体、固体又は気体にある粒子が均一に分散している状態をいい、ナノコロイドとは、粒子がナノサイズのコロイドです。
- (*3) 経皮吸収とは、皮膚から（薬物を）体内に吸収・浸透させることです。
- (*4) チザニジンとは、中枢性筋弛緩剤（脳や脊髄にある中枢神経に作用して筋肉の緊張を緩和する薬）の一種で、痛みを伴う肩こりや腰痛、五十肩、緊張性頭痛等の治療及び痙攣性麻痺等の筋肉がこわばる症状の治療に使用されています。
- (*5) リドカインとは、神経末端において痛みの信号を遮断することにより痛みを軽減させる、局所麻酔薬の一種です。
- (*6) フェンタニルとは、中枢性鎮痛薬（脳や脊髄にある中枢神経に作用して痛みを抑制する薬）の一種で、医療用麻薬に指定されており、重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に使用されています。
- (*7) メマンチンとは、グルタミン酸NMDA受容体拮抗薬で、中等度及び高度アルツハイマー型認知症における認知症症状の進行を抑制する薬です。
- (*8) マイクロニードルとは、生体分解性樹脂等から成る数百 μm の微小針の集合体で、当社開発品は生け花に用いる剣山を数百 μm レベルに縮小したような形状です。マイクロニードルは、注射しか投与手段のないワクチンや核酸医薬・タンパク医薬等の無痛経皮自己投与を可能にし、またワクチンや免疫性疾患においては従来の注射剤と比べて高い免疫効果が期待される、有望な投与デバイスとして注目されています。
- (*9) オピオイドとは、ケシから採取されるアルカロイドやその関連の合成化合物及び内因性物質のうち麻薬性作用を持つ物質の総称です。モルヒネ、オキシコドン、フェンタニルなどに代表されるオピオイド鎮痛薬は、強い鎮痛効果を有する一方で、薬物依存性が高く中毒症を引き起こしやすく、過剰容量摂取した場合には呼吸抑制や昏睡を引き起こして死に至るおそれがあることが知られています。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、割当予定先を割当先として本新株式を割り当てるほか、割当予定先に本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社は、既存株主の利益に配慮しながら、一層の事業拡大及び収益力向上のための必要資金を確保するにあたり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、第三者割当の方法による本新株式及び本新株予約権の発行が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、必要資金を早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計であることから、当社のニーズに合致しており、最も適した調達方法であるという結論に至りました。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討し

ていましたところ、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社から本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができます。また、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、まずマイクロニードル治験薬工場に関する増強設備投資を行った上で、MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤（フェンタニルテープ剤）開発における「誤用事故防止機能」ラベル獲得のための試験費用やMRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の欧州における開発費用のための資金を調達するという当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「（３）本新株予約権の商品性」に記載のメリット及びデメリット並びに他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

（３）本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は3, 155, 000株です。
- ・割当予定先はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記②に記載のとおり、本買取契約の規定により、原則として2020年11月25日までに、割当予定先に対して割当予定先が保有する本新株予約権合計8, 150個の行使を義務付ける予定です。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初296円（発行決議日の前取引日の東証終値の90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額とします。）ですが、本新株予約権が行使される都度、本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知がなされた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額（円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げます。）に修正されます。但し、行使価額は、下限行使価額である164円（発行決議日の前取引日の東証終値の50%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額とします。）を下回って修正されることはありません。
- ・本新株予約権の行使期間は、割当日の翌取引日である2020年 8 月14日から2022年 8 月15日までの期間です。

当社は、当社と割当予定先との間で締結予定の本買取契約において、主に下記②及び③の内容について合意する予定です。

② 行使コミット条項

- ・割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含む。）から、原則としてその70取引日目（当日を含む。）（以下「行使コミット期限」といいます。）までの期間（以下「行使コミット期間」といいます。）に、割当予定先が保有する本新株予約権合計 8, 150個を行使することを約します。
- ・行使コミット期間延長事由（以下に定義します。）が発生しないと仮定した場合、行使コミット期限は2020年11月25日（本新株予約権の払込期日の翌取引日から起算して70取引日目）であり、この期限までに行使コミット期間延長事由が発生した場合、下記のとおり、上記の期限は延長されることとなります。
- ・行使コミット期間中のいずれかの取引日において、①東証における当社普通株式の普通取引の価格が当該取引日において適用のある下限行使価額の111%を下回った場合（日中取引を含みます。）、②東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限（ストップ高）又は下限（ストップ安）のまま終了した場合、③東証における当社普通株式の 1 日当たりの普通取引の売買高が300, 000株を下回った場合、又は④当社普通株式の取引が東証により一時的に制限された場合（以下、上記①乃至④の事象を総称して、「行使

コミット期間延長事由」といいます。)には、行使コミット期間が、行使コミット期間延長事由の継続日数分延長されます。

- ・行使コミット期間中において、当社普通株式が東証により取引が制限された場合（一時的なものを除きます。）、整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、行使コミット期間は終了し、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。
- ・割当予定先による本新株予約権の行使が制限超過行使(下記「7. 割当先の選定理由等 (7) その他」で定義します。)に該当する場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。
- ・割当予定先が本新株予約権を行使することにより割当予定先の議決権比率が9.99%を超えることとなる場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。
- ・天災、戦争、テロ、暴動、労働争議その他の事由の発生により、本新株予約権の行使や本新株予約権の行使により取得した株式の東証での売却が物理的若しくは実務上不可能となった場合又は不可能であると合理的に予測される場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。
- ・割当予定先が、合理的に、本新株予約権の行使により、適用のある法令若しくは規則、又は裁判所、行政機関若しくは自主規制機関の決定等に違反するおそれがあると判断する場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。

③ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求及び当社による本新株予約権の取得

割当予定先は、本新株予約権の割当日から2022年8月14日までの間に、当社普通株式の東証終値が5取引日（東証終値のない日を除く。）連続して下限行使価額を下回った場合、当社に対して通知（但し、当該通知は、当該5取引日の翌取引日から10取引日以内に行うものとします。）することにより、割当予定先が保有する本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権1個当たり200円で本新株予約権を取得するものとします。

当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、2020年12月23日から2022年6月29日までの間に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該通知の翌取引日から30取引日以降の日に限るものとします。）に、本新株予約権1個当たり200円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができます。また、当社普通株式の東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知（但し、当該通知は、当該5取引日の翌取引日から10取引日以内に行うものとします。）をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該通知の翌取引日から30取引日以降の日に限るものとします。）に本新株予約権1個当たり200円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する新株予約権の全部を取得することができます。

(本新株予約権のメリット)

① 短期間における確実な資金調達

本新株予約権8,150個（対象となる普通株式数815,000株）は、原則として2020年11月25日までに全部行使されます。

② 資本政策の柔軟性

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、一定期間を除いて、本新株予約権の払込金額と同額で、残存する本新株予約権を別紙2第14項記載の取得条項に従って取得することができます。

③ 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的となる株式の総数は3,155,000株（発行決議日現在の発行済株式数15,864,100株の19.89%）と固定されており、株価動向にかかわらず本新株予約権の最大交付株式数が限定されており、行使価額が下方修正されても、希薄化が当初の想定以上に進むことはありません。

- ④ 株価への影響の軽減を図っていること
- ・本新株予約権の行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられます。
 - ・下限行使価額が164円（発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準）に設定されており行使価額がかかる金額を下回ることはありません。

(本新株予約権の主な留意事項)

- ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は164円（発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準）に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。
- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 当社株式の流動性が低下した場合には、資金調達完了までに時間を要する可能性があります。
- ⑧ 割当予定先が本新株予約権を行使することにより割当予定先の議決権比率が9.99%を超えることとなる場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わず、新株予約権の行使が進まない可能性があります。
- ⑨ 本新株予約権発行後、東証終値が5取引日（東証終値のない日を除く。）連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法との比較)

① 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 第三者割当による全量新株式の発行

本新株式及び本新株予約権の対象となる当社普通株式の全ての株式分に相当する新株式の発行を第三者割当の方法により行う場合、一時に資金調達が可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。他方、今回の本新株式発行と本新株予約権の発行の組み合わせの場合、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断いたしました。

④ 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となる場合現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行

使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、修正条項付転換社債型新株予約権付社債も今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

⑥ 借入・社債による資金調達

当社グループは創業ベンチャー企業であります。医薬品の研究開発には長期に及ぶ先行投資が必要であり、期間損益のマイナスが先行する結果となっております。通常、借入・社債による資金調達においては、収益の安定性、担保力、現在の収益力が重視される傾向があり実際の調達には困難が伴うことから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	1,140,286,000
内訳	
本新株式発行による調達額	200,096,000
本新株予約権の発行による調達額	6,310,000
本新株予約権の行使による調達額	933,880,000
発行諸費用の概算額	22,000,000
差引手取概算額	1,118,286,000

- (注) 1 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使による調達額及び発行諸費用の概算額は減少する可能性があります。
- 2 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用、調査費用、変更登記費用、有価証券届出書作成費用、仲介手数料及び株式事務手数料の合計です。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、マイクロニードル治験薬工場に関する増強設備投資、MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤（フェンタニルテープ剤）開発における「誤用事故防止機能」ラベル獲得のための試験費用、及び、MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の欧州における開発資金の確保を目的として、本新株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計1,118,286,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途

については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① マイクロニードル治験薬工場に関する増強設備投資：病原性のある細菌やウイルス、遺伝子組み換え生物等の使用に向けて「拡散防止等のバイオセーフティ対策」を中心とした設備増強	480	2020年8月～2020年12月
② MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤（フェンタニルテープ剤）開発における「誤用事故防止機能」ラベル獲得のための試験費用	418	2021年1月～2021年6月
③ MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の欧州における開発費用	220	2021年1月～2021年12月
合計	1,118	

(注) 1. 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として70取引日以内に合計8,150個の本新株予約権を行使することをコミットしていますが、かかる行使コミット期限は本新株予約権の発行日の翌日以降の行使コミット期間延長事由の発生に伴い延長されるものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。

なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

2. 調達資金は①から③の順に優先的に充当する予定です。

3. ①は主に外部の設備業者・施工業者への設備費用・施工費用、②及び③は主に外部の試験受託機関・製造受託先への試験委託費用・製造委託費用になります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、マイクロニードル治験薬工場に関する設備増強、MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤（フェンタニルテープ剤）開発における「誤用事故防止機能」ラベル獲得のための試験、及び、MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の欧州における開発に充当することで、今後の成長分野への投資を実現していく予定です。よって、当該資金使途は、当社の企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

① 本新株式発行

本新株式の払込金額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日（2020年7月27日）の当社普通株式の東証終値328円を基準とし、1株につき296円（ディスカウント率9.76%）といたしました。

当該払込金額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である340.95円に対しては13.18%のディスカウント、直前3ヶ月間の終値の平均値である365.66円に対しては19.05%のディスカウント、直前6ヶ月間の終値の平均値である309.88円に対しては4.48%のディスカウント）となります。

ディスカウント率につきましては、以下のような事情を考慮した上で、割当予定先との協議の結果を踏まえ、当社にとって最も望ましいと考えられる条件として決定いたしました

- ・当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、ベンチャー企業として医薬品開発に取り組んでいるため、医薬品の研究開発のために長期に及ぶ先行投資が必要である一方で、現有資金では、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した設備投資費用及び開発費用を賄うことができないため、資金調達を行う必要性が高いこと
- ・当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループの医薬品製剤技術を大きな事業価値として具現化すること、また各パイプラインが内包している開発進捗不順による収益の不確実性を分散することの方策として、積極的に開発パイプラインのポートフォリオを充実させることが当社グループの収益基盤を強化・複線化する最善の手段であり、中長期的な当社グループの企業価値向上に資すると考えているところ、本スキームにより調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した設備投資費用及び開発費用に充当し、積極的に開発パイプラインのポートフォリオを充実させることによって、上記ディスカウント率を考慮しても、既存株主の皆様の利益拡大に繋がるものと判断したこと
- ・当社グループは、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、医薬品の研究開発のために長期に及ぶ先行投資を行った結果、期間損益のマイナスが先行して営業赤字が継続しているため継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況となっており、また、新型コロナウイルスの感染拡大による株式市場全体の下落も予想される中で、当社普通株式の株価の下落リスクが存在すること

本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格であり、現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。なお、本日、「業績予想の再修正に関するお知らせ」において2020年12月期第2四半期連結累計期間（2020年1月1日～2020年6月30日）の連結業績予想の再修正を公表し、この影響は本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日（2020年7月27日）の終値には織り込まれておりませんが、通期連結累計期間（2020年1月1日～2020年12月31日）の連結業績予想に変更はないため株価に与える影響は軽微であると当社では判断し、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日（2020年7月27日）の終値を基準としております。

かかる払込金額については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

なお、監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、本新株式の払込金額は、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」等に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見をj得ております。

② 本新株予約権発行

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号代表者：黒崎 知岳）に依頼しました。当該算定機関と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提（割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように行使期間に渡り一定数量の本新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト並びに本新株予約権の発行コストが発生することを含みます。）を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額である200円としました。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（2020年7月27日）の当社普通株式の東証終値328円を参考として、当初296円（9.76%のディスカウント）としました。

本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は、特に有利発行せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の発行要項の内容及び上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の評価額と同額であることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される株式数は676,000株（議決権数は6,760個）で、発行決議日現在の当社発行済株式総数15,864,100株に対する比率は4.26%、発行決議日現在の当社議決権総数158,602個に対する比率は4.26%であります。また、本新株予約権の全てが行使された場合における交付株式数は3,155,000株（議決権数は31,550個）で、発行決議日現在の当社発行済株式総数に対する比率は19.89%、発行決議日現在の当社議決権総数に対する比率は19.89%であります。したがって、本資金調達による希薄化の割合は最大で24.15%（議決権における割合は、総議決権の24.15%）であります。また、当社は、2020年3月2日を割当日として当社第16回新株予約権合計1,260個を当社の従業員及び当社子会社の取締役並びに外部支援者に対して発行しておりますが、発行決議日現在において、当社第16回新株予約権は全て未行使となっております。当社第16回新株予約権の全てが行使された場合における交付株式数は126,000株（議決権数は1,260個）で、発行決議日現在の当社発行済株式総数に対する比率は0.79%、発行決議日現在の当社議決権総数に対する比率は0.79%であります。したがって、本資金調達による希薄化の割合は最大で24.15%（議決権における割合は、総議決権の24.15%）であり、当社第16回新株予約権の全てが行使された場合を考慮しても、希薄化の割合は最大で24.94%（議決権における割合は、総議決権の24.95%）であります。しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載した各資金用途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。なお、本新株発行及び本新株予約権の行使により増加する議決権の総数38,310個は、当社第16回新株予約権の行使により増加する議決権の総数1,260個と合算しても、2020年7月28日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満であり、支配株主の異動を伴うものでもないこと（本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続は要しません。

7. 割当先の選定理由等

（1）割当先の概要

（1） 名称	Japan International Partners LLC
--------	----------------------------------

(2)	所在地	251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674 USA	
(3)	設立根拠等	Delaware Limited Liability Company	
(4)	組成目的	投資業	
(5)	組成日	2017年2月14日	
(6)	出資の総額	100米ドル Initial Contribution	
(7)	出資者・出資比率	Brookdale Aggregate Holdings LLC 100%	
(8)	業務執行組合員の概要	名称	Nippon Opportunity Management LLC
		所在地	251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674 USA
		代表者の役職・氏名	Andrew Weiss, Paul Sherman
		事業内容	資産運用
		資本金	100米ドル Initial Contribution
(9)	国内代理人の概要	名称	該当事項なし
		所在地	該当事項なし
		代表者の役職・氏名	該当事項なし
		事業内容	該当事項なし
		資本金	該当事項なし
(10)	上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	該当事項なし
		上場会社と業務執行組合員との関係	該当事項なし

(注) 当社は、Japan International Partners LLC、Weiss社並びにWeiss社のCEO及びその役員について、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（東京都渋谷区東4丁目7番7号フラットチクマ201代表取締役中村勝彦）に調査を依頼しました。その結果、①割当予定先であるJapan International Partners LLC及びその直接の出資者であるBrookdale Aggregate Holdings LLC、並びにその直接の出資者であるBrookdale International Partners, L.P.及びBrookdale Global Opportunity Fund、②Japan International Partners LLCのマネージャーであるNippon Opportunity Management LLC、並びに③Brookdale International Partners, L.P.及びBrookdale Global Opportunity Fundに対して投資運用業務を提供しているWeiss社、そのジェネラル・パートナーであるWAM GP LLC並びにWeiss社のCEO及びその役員について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。また、Brookdale International Partners, L.P.及びBrookdale Global Opportunity Fundの資金源泉につきましては、同ファンドに対して資金運用業務を提供しているWeiss社から、Brookdale International Partners, L.P.及びBrookdale Global Opportunity Fundの投資家につき、現時点において、反社会的勢力との関係が疑われる旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先、当該割当予定先の役員又は主な出資者が反社会的勢力とは一切関係し

ていないと判断しており、その旨の確認書を東証に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、公募増資、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討いたしました。そのような中で、当社の資本政策について議論を行ってきたキャンターフィッツジェラルド証券株式会社を通じて、投資家であるWeiss社と数回の個別面談を行い、第三者割当による新株発行及び第三者割当による新株予約権発行による資金調達方法の提案を受けました。Weiss社及びその関連会社は、アメリカの経済学者Andrew Weiss氏が1991年に設立したマルチスラテジー・ファンドであり、本拠地のボストン以外、サンフランシスコ及び香港に拠点をもち、アジアの主要マーケットを含めたグローバルな投資プラットフォームを有しているファンドで、アメリカの大学基金や寄付基金、年金基金、医療機関、政府機関からの資金を多く運用し、様々な投資手法で投資を数多く実行しています。また、投資形態は柔軟であり、セカンダリー投資だけでなく、PIPEs投資を含めて検討可能としております。投資対象は、ファンダメンタル分析に基づき、投資規模に関わらず成長性が高いバイオ・ファーマ企業を含む会社としており、規模の大小は問わず成長性の高さに注目して投資対象を決定しています。これまでに提案を受けたことがある新株予約権社債や新株予約権による資金調達手法の内容を考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断しました。

そこで、Weiss社の関連会社でありWeiss社の役員と同一の役員構成である、Nippon Opportunity Management LLC (住所: 251 Little Falls Drive, Wilmington, DE 19808、代表者: Andrew Weiss, Paul Sherman) が運用するJapan International Partners LLCを割当予定先とすることを決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株式及び本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨、口頭で確認しております。当社役員と割当予定先の担当者との協議において、本新株式及び本新株予約権の行使より取得する当社株式については、割当予定先が市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却する可能性がある旨を口頭にて確認しております。

本新株予約権は、振替新株予約権であるため、本新株予約権の発行要項には譲渡制限について規定されておりませんが、本買取契約において、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできない旨を定める予定です。割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する予定はなく、本新株予約権の行使が完了するまでの間は、保有する方針であることを口頭で確認しております。当社取締役会が事前に譲渡承認を行う場合、前記(1)割当先の概要の注記及び後記(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容に記載のと同様に、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないこと、譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況を確認したうえで、承認を行うこととします。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確認書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

Japan International Partners LLCに対するBrookdale International Partners, L.P.及びBrookdale Global Opportunity Fundより提出された資金提供を確約する「エクイティ・コミットメントレター」及びBrookdale International Partners, L.P.及びBrookdale Global Opportunity Fundの資金源として2019年12月期のKPMG監査済み財務書類を受領しました。当社は、Brookdale International Partners, L.P.及びBrookdale Global Opportunity Fundのアカウントにおける日々

の入出金の金額を確認することにより、当該ファンドが本件払込みに十分な額の資金を運用していること、並びに当該ファンドがJapan International Partners LLCに対し本件払込みに必要な資金を出資する旨を確約していることを確認しました。

したがって、本新株発行及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先との間において、当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) ロックアップ

- ① 当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中（但し、割当予定先が本新株予約権を保有している期間中に限るものとします。）、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本新株発行及び本新株予約権の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、発行済株式数（完全希薄化ベース）の5%以下の当社普通株式の発行及び処分、株式分割による当社普通株式の発行、当社の取締役等への譲渡制限付株式及びストック・オプションの付与（但し、当該譲渡制限付株式の数及び当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の合計の数は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数と合わせて発行済株式数の10%以下（当該譲渡制限付株式のうち当社により無償取得されたもの並びに当該ストック・オプション及び新株予約権のうち行使がなされず消滅したものを除きます。）とします。）、その他日本法上の要請による場合等を除きます。）を行わない旨を合意する予定です。
- ② 当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A)当該証券等の最初の発行後、又は(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行を行わない旨を合意する予定です。
- ③ 当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権の下限行使価額の120%を下回る払込金額による当社普通株式の発行又は処分、及びその保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が本新株予約権の下限行使価額を下回るものの発行又は処分を行わない旨を合意する予定です。
- ④ 当社は、割当予定先の承諾を得て上記①乃至③の発行等を行う場合で、割当予定先が要求した場合、上記①乃至③の発行等を行う証券等のうち本買取契約に従って算出される割合分について、他の相手方に対するものと同様の条件で割当予定先に対しても発行等を行う旨を合意する予定です。

(7) その他

当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関し締結予定の本買取契約において、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（3）本新株予約権の商品性」②及び③に記載の内容以外に、下記の内容について合意する予定です。

<割当予定先による行使制限措置>

① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得すること

となる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせないものとします。

② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

③ 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

8. 大株主及び持株比率

(2020年6月30日現在)	
株式会社MM	3.41%
株式会社SBI証券	1.83%
楽天証券株式会社	1.51%
松村 米浩	1.47%
松村 眞良	1.26%
松井証券株式会社	1.23%
日本証券金融株式会社	1.04%
井上 圭司	1.00%
auカブドットコム証券株式会社	0.87%
大和証券株式会社	0.75%

(注) 1. 「持株比率」は、2020年6月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先の本新株式及び本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株式及び本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。

3. 「持株比率」は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの用途ごとに支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

決算期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
連結売上高（百万円）	198	8	23
連結営業利益（百万円）	△983	△1,273	△1,627
連結経常利益（百万円）	△988	△1,285	△1,633
連結当期純利益（百万円）	△884	△1,267	△1,616
1株あたり連結当期純利益（円）	△103.16	△126.77	△134.32
1株あたり配当金（円）	0	0	0
1株あたり連結純資産額（円）	218.72	203.19	136.42

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2020年6月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	15,864,100 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	840,200 株	5.30%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
始 値	474 円	1,206 円	528 円
高 値	1,465 円	2,139 円	710 円
安 値	453 円	425 円	301 円
終 値	1,190 円	558 円	323 円

② 最近6か月間の状況

	2020年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	299 円	222 円	173 円	331 円	381 円	364 円
高 値	317 円	245 円	471 円	463 円	433 円	365 円
安 値	210 円	150 円	165 円	322 円	351 円	312 円
終 値	215 円	173 円	333 円	387 円	364 円	328 円

(注) 2020年7月の状況につきましては、2020年7月27日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2020年7月27日
始 値	327 円

高 値	328 円
安 値	318 円
終 値	328 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第13回新株予約権の発行

割 当 日	2018年4月27日
発 行 新 株 予 約 権 数	25,000個
発 行 価 額	総額9,875,000円（新株予約権1個あたり395円）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	4,346,475,000円
割 当 先	パークレイズ・バンク・ピーエルシー
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	10,071,400株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：2,500,000株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	69,700株（残新株予約権数0個）
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	50百万円
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① マイクロニードルアレイ治験薬工場の建設・整備（520百万円） ② マイクロニードルアレイ量産工場の建設・整備（3,826百万円）
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2018年5月～2020年12月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	マイクロニードルアレイ治験薬工場の建設準備費用に充当済み。 2018年11月9日付プレスリリース「第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、当社は、2018年11月30日に、同日時点で残存する全ての第13回新株予約権を取得し、取得後直ちに消却済みです。

・第三者割当による株式の発行

払 込 期 日	2019年3月5日
資 金 調 達 の 額	98,100,000円
発 行 価 額	545円
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	180,000株
募 集 後 に お け る 発 行 株 式 数	10,394,100株
割 当 先	株式会社 MM

発行時における当初の資金使途	①MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の安全性等を確認するための臨床試験及びその付帯費用（784百万円） ②MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の安全性等を確認するための非臨床試験費用、CMC関連費用（320百万円） ③ 新規自社開発パイプラインの非臨床試験、臨床第1相試験及びその付帯費用（171百万円） 但し、金額は第14回新株予約権による調達資金額を合算したもの。
発行時における支出予定時期	2019年7月～2020年12月
現時点における充当状況	MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の安全性等を確認するための臨床試験及びその付帯費用（上記①）の一部に全額充当済みです。

・第三者割当による第14回新株予約権の発行

割当日	2019年3月5日
発行新株予約権数	2,320,000個
発行価額	総額1,252,800円（新株予約権1個あたり0.54円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	979,892,800円
割当先	EVO FUND
募集時における発行済株式数	10,214,100株
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：2,320,000株
現時点における行使状況	2,320,000株（残新株予約権数0個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	1,015百万円
発行時における当初の資金使途	①MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の安全性等を確認するための臨床試験及びその付帯費用（784百万円） ② MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の安全性等を確認するための非臨床試験費用、CMC関連費用（320百万円） ③ 新規自社開発パイプラインの非臨床試験、臨床第1相試験及びその付帯費用（171百万円） 但し、金額は新株式発行による調達資金額を合算したもの。
発行時における支出予定時期	2019年7月～2020年12月

現時点における 充 当 状 況	MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の安全性等を確認するための臨床試験及びその付帯費用（上記①）に695百万円、並びにMRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の安全性等を確認するための非臨床試験費用、CMC関連費用（上記②）に320百万円を充当済みです。
-----------------------------	---

・第三者割当による第15回新株予約権の発行

割 当 日	2019年12月9日
発 行 新 株 予 約 権 数	3,150,000個
発 行 価 額	総額1,197,000円（新株予約権1個あたり0.38円）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ）	1,054,897,000円
割 当 先	EVO FUND（エボ ファンド）
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	12,714,100株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：3,150,000株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	3,150,000株（残新株予約権数0個）
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ）	736百万円
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤（フェンタニルテープ剤）の非臨床試験及びその付帯費用（40百万円） ② MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤（フェンタニルテープ剤）の臨床試験及びその付帯費用（625百万円） ③ MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）の欧州における開発費用（389百万円）
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2019年12月～2021年8月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤（フェンタニルテープ剤）の非臨床試験及びその付帯費用（上記①）に40百万円を充当済みで、残額696百万円については②に充当予定です。③については十分な資金が確保できなかったため、資金使途の②に目的を変更して充当予定です。

募集株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 676,000株
2. 募集株式の払込金額
1株につき296円
3. 払込金額の総額
200,096,000円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額：100,048,000円
増加する資本準備金の額：100,048,000円
5. 申込期日
2020年8月13日
6. 払込期日
2020年8月13日
7. 募集の方法
第三者割当の方法による。
8. 割当予定先及び割当株式数
Japan International Partners LLC 676,000株
9. その他
上記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を停止条件とする。

株式会社メドレックス
第17回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社メドレックス第17回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
2020年8月13日
3. 割当日
2020年8月13日
4. 払込期日
2020年8月13日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、31,550個の本新株予約権をJapan International Partners LLCに割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式3,155,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする）。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×当該株式分割又は株式併合の比率
調整後株式数は、株式分割の場合、当該株式分割の基準日の翌日（基準日の定めがないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。
その他、本新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的となる株式の数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数
31,550個
8. 本新株予約権の払込金額
金200円（本新株予約権の目的である株式1株当たり2.00円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初296円とする。
10. 行使価額の修正
第16項第（1）号に定める本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知がなされた

日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が164円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新発行・} & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{処分株式数} & \text{払込金額} \\ & & & \times & \\ & & & \hline & \text{既発行} & + & & \\ & \text{株式数} & & & \text{時価} \\ & & & & \hline \text{調整後} & & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \\ & & \text{行使価額} & & \hline & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式数} \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合、又は2020年7月28日開催の取締役会の決議に基づく当社普通株式の発行を除く。また、当社若しくはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員若しくは使用人に譲渡制限付株式報酬として当社普通株式が交付される場合（以下、「譲渡制限付株式報酬」という。）には、当該交付の結果、(i)本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累計数及び(ii)当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合（以下、「ストックオプション」という。）、下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストックオプションとして、本新株予約権の発行後において発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号③において同じ。）の10%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が10%を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌

日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行の結果、(i)本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累計数及び(ii)下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストックオプションとして、本新株予約権の発行後において発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数の10%を超えることとなる場合に限り。なお、かかる累計数の合計の割合が10%を超える発行が行われた場合、当該発行に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当の場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、本号③により既に行使価額が調整されたものを除く。)

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第（2）号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第（2）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第（2）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2020年8月14日から2022年8月15日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、2020年8月14日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり200円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法273条の規定に従って通知をした上で、本新株予約権1個当たり200円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、2022年8月15日において、本新株予約権1個当たり200円の価額で、当該時点で残存する本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減

じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金200円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

20. 払込取扱場所

株式会社中国銀行 三本松支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を停止条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。